尾張都市計画道路 1・3・2号 名岐道路の概要等

1 計画概要

(1)目的

名古屋高速一宮線一宮東出口から東海北陸自動車道一宮木曽川 IC までの延長約7.5kmを対象として自動車専用道路を整備する。

国道 22 号一宮市街地付近は、渋滞・事故等が頻発しており、課題が顕著である。 本事業により課題が解消され、「物流・産業」「渋滞」「事故」の3つの観点において、より良い地域づくりに寄与することを目的とする。

(2) 都市計画決定権者

愛知県※

- ※ 本事業は都市計画に定められる事業であり、都市計画決定権者である愛知 県が都市計画手続と併せて環境影響評価手続を行う。
- (3) 都市計画対象道路事業実施区域の位置

起点・終点:愛知県一宮市

(4) 事業規模

延長:約7.5km

2 手続根拠法令

環境影響評価法(平成9年法律第81号)

3 経績

2020年4月13日 配慮書の公表(縦覧期間:6月1日~6月30日)

6月12日 配慮書についての知事意見の通知

2021年2月12日 方法書の公告・縦覧(2月12日~3月12日)

7月14日 方法書についての知事意見の通知

2023年9月20日 準備書の県への送付

10月3日 準備書の公告・縦覧(10月3日~11月6日)

12月15日 審査会の開催(諮問)

2024年1月12日 準備書に係る住民意見の概要と都市計画決定権者の見解の送付

1月22日 名岐道路部会の開催

2月10日 環境影響評価に関する公聴会

4 今後の対応

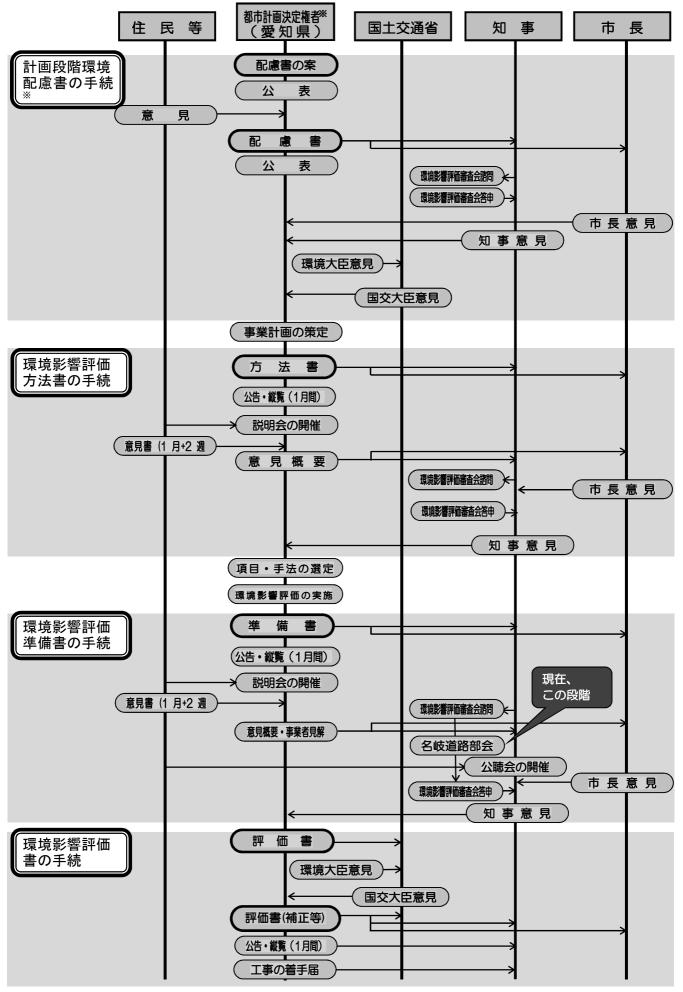
知事は、審査会の答申、関係市長意見等を踏まえ、準備書について環境の保全の見地からの意見を都市計画決定権者に通知する。

この知事意見の通知は、都市計画決定権者から準備書に係る住民意見の概要等の送付があった日(2024年1月12日)から120日以内(2024年5月11日まで)に行う。

5 都市計画対象道路事業実施区域の位置



「尾張都市計画道路 1・3・2号 名岐道路」に関する環境影響評価の手続の流れ



※計画段階環境配慮書の手続は、国土交通省中部地方整備局が実施した。